

GRI ガイドライン対照表

「平和堂CSR報告書2019」の編集にあたり、NGO団体GRI(Global Reporting Initiative)が発行する企業の持続可能性に関する報告書の国際的なガイドライン「サステナビリティ・レポート・スタンダード」を参考にしています。

※報告している項目のみを抜粋して掲載しています。

一般開示事項

項目	指標	該当項目
組織のプロフィール		
102-1	a. 組織の名称	〈会社概要〉 https://www.heiwado.jp/profile/gaiyo.html
102-2	a. 組織の事業活動に関する説明 b. 主要なブランド、製品、およびサービス。特定の市場で販売が禁止されている製品またはサービスがあれば、その説明を含める	〈会社概要〉 https://www.heiwado.jp/profile/gaiyo.html
102-3	a. 組織の本社の所在地	〈会社概要〉 https://www.heiwado.jp/profile/gaiyo.html
102-4	a. 組織が事業展開している国の数、組織が重要な事業所を有している国、報告書中に記載しているテーマに特に関連のある国の名称	〈会社概要〉 https://www.heiwado.jp/profile/g_top.html
102-5	a. 組織の所有形態や法人格の形態	〈会社概要〉 https://www.heiwado.jp/profile/gaiyo.html
102-6	a. 参入市場 (次の事項を含む) i. 製品およびサービスを提供している地理的な場所 ii. 参入セクター iii. 顧客および受益者の種類	〈グループ企業〉 https://www.heiwado.jp/profile/g_top.html
102-7	a. 組織の規模 (次の事項を含む) i. 総従業員数 ii. 総事業所数 iii. 純売上高 (民間組織について)、純収入 (公的組織について) iv. 株主資本および負債の内訳を示した総資本 (民間組織について) v. 提供する製品、サービスの量	〈会社概要〉 https://www.heiwado.jp/profile/gaiyo.html 〈報告書〉 https://www.heiwado.jp/ir/jigy_top.html
102-8	a. 雇用契約 (正社員と臨時雇用者) 別、男女別の総従業員数 b. 雇用契約 (正社員と臨時雇用者) 別、地域別の総従業員数 c. 雇用の種類 (常勤と非常勤) 別、男女別の総従業員数 d. 組織の活動の相当部分を担う者が、従業員以外の労働者であるか否か。該当する場合、従業員以外の労働者が担う作業の性質および規模についての記述 e. 開示項目 102-8-a、102-8-b、102-8-c で報告する雇用数に著しい変動 (例えば観光業や農業における雇用の季節変動) があれば報告する f. データの編集方法についての説明 (何らかの前提があればそれも含める)	多様な人材の雇用 (P26)
102-10	a. 組織の規模、構造、所有形態、またはサプライチェーンに関して発生した重大な変更。例えば、 i. 所在地または事業所の変更 (施設の開設や閉鎖、拡張を含む) ii. 株式資本構造の変化、その他資本の形成、維持、変更手続きの実施による変化 (民間組織の場合) iii. サプライヤーの所在地、サプライチェーンの構造、またはサプライヤーとの関係の変化 (選択や終了を含む)	(該当なし)
102-11	a. 組織が予防原則や予防的アプローチに取り組んでいるか。またその取り組み方	CSR マネジメント (P48-49)
102-12	a. 外部で作成された経済、環境、社会意章、原則あるいはその他のイニシアティブで、組織が署名または支持したものの一覧	環境マネジメント (P40)
戦略		
102-14	a. 組織が予防原則や予防的アプローチに取り組んでいるか。またその取り組み方	トップメッセージ (P3-6)
倫理と誠実性		
102-16	a. 組織の価値観、理念および行動基準・規範についての記述	平和堂グループの価値創造 (P1-2)
102-17	a. 組織内外に設けられている次の制度についての説明 i. 倫理的行為、合法行為や組織の誠実性について求められる助言を提供する制度 ii. 非倫理的行為または違法行為についての懸念や、組織の誠実性に関する事項の通報に対処する制度	CSR マネジメント (P48-49)
ガバナンス		
102-18	a. 組織のガバナンス構造。最高ガバナンス組織の委員会を含む b. 経済、環境、社会的テーマに関する意思決定に責任を負っている委員会	CSR マネジメント (P48-49)
102-19	a. 最高ガバナンス組織から役員や他の従業員へ、経済、環境、社会的テーマに関して権限委譲を行うプロセス b. ステークホルダーと最高ガバナンス組織の間で、経済、環境、社会的テーマについて協議を行うプロセス	CSR マネジメント (P48-49)
102-21	a. 協議が権限移譲されている場合は、誰に委任されているか、最高ガバナンス組織への結果のフィードバックをどのように行っているか	CSR マネジメント (P48-49)
102-23	a. 最高ガバナンス組織の議長が組織の執行役員を兼ねているか否か b. 議長が執行役員を兼ねている場合、組織の経営におけるその者の役割と、そのような人事の理由	CSR マネジメント (P48-49)
102-26	a. 経済、環境、社会的テーマに関わる組織の目的、価値観、ミッション・ステートメント、戦略、方針、および目標の策定、承認、更新に際して、最高ガバナンス組織と役員が果たす役割	CSR マネジメント (P48-49)
102-30	a. 経済、環境、社会的テーマに関わる組織の目的、価値観、ミッション・ステートメント、戦略、方針、および目標の策定、承認、更新に際して、最高ガバナンス組織と役員が果たす役割	CSR マネジメント (P48-49)
102-32	a. 組織のサステナビリティ報告書の正式なレビューや承認を行い、すべてのマテリアルなテーマが取り上げられていることを確認する機能を果たしている最高位の委員会または役職	第三者意見 (P55)
102-33	a. 最高ガバナンス組織に対して重大な懸念事項を通知するために設けられているプロセス	CSR マネジメント (P48-49)
102-34	a. 最高ガバナンス組織に通知された重大な懸念事項の性質と総数 b. 重要な懸念事項の対処、解決のために使われた手段	(該当なし)
ステークホルダー・エンゲージメント		
102-40	a. 組織がエンゲージメントしたステークホルダー・グループの一覧	平和堂グループの価値創造 (P1-2)
102-42	a. 組織がエンゲージメントするステークホルダーを特定・選定する基準	平和堂グループの価値創造 (P1-2)
102-43	a. ステークホルダー・エンゲージメントを行うための組織のアプローチ方法。種類別、ステークホルダー・グループ別のエンゲージメント頻度を含む。また、行ったエンゲージメントが、特に報告書作成プロセスの一環として行ったものか否かを示す	公正・公平な取引の推進 (P22) 読者とのコミュニケーション (P54)
102-44	a. ステークホルダー・エンゲージメントにより提起された主なテーマや懸念。次の事項を含む i. 組織がそれにどう対応したか (報告を行って対応したものを含む) ii. 主なテーマや懸念を提起したステークホルダー・グループ	平和堂の「地域共創」(P7-10) 公正・公平な取引の推進 (P22) 読者とのコミュニケーション (P54)
報告実務		
102-45	a. 組織の連結財務諸表または同等文書の対象になっているすべての事業体の一覧 b. 組織の連結財務諸表または同等文書の対象になっている事業体のいずれかが報告書の掲載から外れていることはないか	〈報告書〉 https://www.heiwado.jp/ir/jigy_top.html
102-46	a. 報告書の内容およびテーマのパウダラーを確定するためのプロセスの説明 b. 組織が報告書の内容を確定する際、報告原則をどのように適用したかの説明	編集方針 (P1)
102-47	a. 過去の報告書で提供した情報を修正再記述する場合、再記述の影響および理由	平和堂グループの価値創造 (P1-2)、GRI 対照表 (P50-53)
102-48	a. 過去の報告書で提供した情報を修正再記述する場合、再記述の影響および理由	(該当なし)
102-49	a. マテリアルなテーマおよびテーマのパウダラーについて、過去の報告期間からの重要な変更	(該当なし)
102-50	a. 提供情報の報告期間	編集方針 (P1)
102-51	a. 最新の発行済報告書の日付 (該当する場合)	編集方針 (P1)
102-52	a. 報告サイクル	編集方針 (P1)
102-53	a. 報告書またはその内容に関する質問の窓口	編集方針 (P1)
マネージメント手法		
103-1	a. 項目がマテリアルである理由の説明 b. マテリアルなテーマのパウダラー。次の記述を含む i. どこで影響 (インパクト) が発生するか ii. 影響に対する組織の関与。例えば、影響の直接または間接の原因が組織にあるか否か、組織がビジネス関係をを通じて影響に直接結びついたか否か c. パウダラーに関する特定の制約事項	平和堂グループの価値創造 (P1-2) 編集方針 (P1) 環境マネジメント (P40) 〈環境方針〉 https://www.heiwado.jp/eco/eco_torikumi.html

項目	指標	該当項目
103-2	a. 組織がそのテーマをどのようにマネージメントしているかの説明 b. マネージメント手法の目的に関する声明 c. マネージメント手法に次の要素が含まれている場合、各要素についての説明 i. 方針 ii. コミットメント iii. ゴールおよびターゲット iv. 責任 v. 経営資源 vi. 苦情処理制度 vii. 具体的な措置 (プロセス、プロジェクト、プログラム、イニシアティブなど)	平和堂グループの価値創造 (P1-2) 編集方針 (P1) 環境マネジメント (P40) 〈環境方針〉 https://www.heiwado.jp/eco/eco_torikumi.html
103-3	a. 組織によるマネージメント手法の評価方法。次の事項を含む i. マネージメント手法の有効性を評価する仕組み ii. マネージメント手法の評価結果 iii. マネージメント手法に関連して調整を行った場合、その内容	平和堂グループの価値創造 (P1-2) 編集方針 (P1) 環境マネジメント (P40) 〈環境方針〉 https://www.heiwado.jp/eco/eco_torikumi.html

経済

項目	指標	該当項目
経済パフォーマンス		
201-1	a. 創出、分配した直接的経済価値 (発生主義ベースによる)。これには、組織の全世界の事業所について、次に一覧表示する基本要素を含める。データは現金主義で表示する場合は、その判断理由を次の基本要素に加えて報告する i. 創出した直接的経済価値: 収益 ii. 分配した経済価値: 事業コスト、従業員給与と福利、資本提供者に対する支払い、政府に対する支払い (国別)、コミュニティへの投資 iii. 留保している経済価値: 「創出した直接的経済価値」から「分配した経済価値」を引いたもの b. 影響が著しいものについて、創出・分配経済価値を国、地域、市場レベルに分けて報告する。また「著しい」と判断する基準も報告する	環境会計 (P41)
201-4	a. 組織が報告期間中に各国政府から受け取った財務援助の総額。報告には次の項目を含めること i. 減税および税額控除 ii. 補助金 iii. 投資奨励金、研究開発 (R&D) 助成金、その他関連助成金 iv. 賞金 v. 特許権等使用料免除期間 vi. 輸出信用機関 (ECA) からの財務援助 vii. 金銭的インセンティブ viii. その他、事業所が政府から受け取った財務利益、または受け取る予定の財務利益 b. 201-4-a の情報の国別内訳 c. 組織の株式保有構造における政府出資の有無、出資割合	(該当なし)
間接的な経済的影響		
203-1	a. 重要なインフラ投資や支援サービスを展開した範囲 b. コミュニティや地域経済に与えている影響、または与えらると思われる影響。プラスとマイナス双方の影響を含む (該当する場合) c. 当該投資、サービスが商業目的のものか、現物支給するものか、無償で実施するものを報告する	平和堂の CSR 活動 (P11-41) 〈会社概要〉 https://www.heiwado.jp/profile/gaiyo.html
203-2	a. 組織が与える著しい間接的な経済的影響 (プラスおよびマイナス) と特定された事例 b. 外部のベンチマークやステークホルダーの優先事項 (国内および国際的な基準、協定、政策課題など) を考慮した場合の間接的な経済的影響の「著しさ」	平和堂の CSR 活動 (P11-41) 〈会社概要〉 https://www.heiwado.jp/profile/gaiyo.html
腐敗防止		
205-2	a. ガバナンス組織メンバーのうち、腐敗防止に関する組織の方針や手順の適達を行った者の総数と比率 (地域別に) b. 従業員のうち、腐敗防止に関する組織の方針や手順の適達を行った者の総数と比率 (従業員区分別、地域別に) c. ビジネスパートナーのうち、腐敗防止に関する組織の方針や手順について適達を行った者の総数と比率 (ビジネスパートナー種類別、地域別に)。腐敗防止に関する組織の方針や手順が、その他の個人または組織に伝達されているかどうかを記述する d. ガバナンス組織メンバーのうち、腐敗防止に関する研修を受講した者の総数と比率を、地域別に報告する e. 従業員のうち、腐敗防止に関する研修を受講した者の総数と比率 (従業員区分別、地域別に)	CSR マネジメント (P48-49)
205-3	a. 確定した腐敗事例の総数と性質 b. 確定した腐敗事例のうち、腐敗を理由に従業員を解雇または懲戒処分したものの総数 c. 確定した腐敗事例のうち、腐敗関連の契約違反を理由にビジネスパートナーと契約破棄または更新拒否を行ったものの総数 d. 報告期間内に組織または組織の従業員に対して腐敗に関連した訴訟が提起されている場合、その事例と結果	(該当なし)
206-1	a. 組織の関与が明らかとなった反競争的行為、反トラスト法違反、独占禁止法違反により、報告期間中に法的措置を受けた事例 (終結しているもの、していないもの) の件数 b. 法的措置が終結したものについては、結果 (決定や判決を含む) の主要点	(該当なし)

環境

項目	指標	該当項目
原材料		
301-1	a. 組織が報告期間中に主要製品やサービスの生産、梱包に使用した原材料の重量または量の合計。次の分類により報告する i. 使用した再生不能原材料 ii. 使用した再生可能原材料	平和堂の CSR 活動 (P11-41) 〈会社概要〉 https://www.heiwado.jp/profile/gaiyo.html
301-2	a. 組織の主要製品やサービスの生産に使用したリサイクル材料の比率	平和堂の CSR 活動 (P11-41) 〈会社概要〉 https://www.heiwado.jp/profile/gaiyo.html
301-3	a. リユース・リサイクルされた製品と梱包材の比率。製品区分別に報告する b. 本開示項目のデータ収集方法	平和堂の CSR 活動 (P11-41) 〈会社概要〉 https://www.heiwado.jp/profile/gaiyo.html
エネルギー		
302-1	a. 組織内における非再生可能エネルギー源に由来する総燃料消費量 (ジュールまたはその倍数単位 (キロ、メガなど) による)。使用した燃料の種類も記載する b. 組織内における再生可能エネルギー源に由来する総燃料消費量 (ジュールまたはその倍数単位による)。使用した燃料の種類も記載する c. 下記の総量 (ジュール、ワット時、またはその倍数単位による) i. 電力消費量 ii. 暖房消費量 iii. 冷房消費量 iv. 蒸気消費量 d. 下記の総量 (ジュール、ワット時、またはその倍数単位による) i. 販売した電力 ii. 販売した暖房 iii. 販売した冷房 iv. 販売した蒸気 e. 組織内におけるエネルギー総消費量 (ジュールまたはその倍数単位による) f. 使用した基準、方法、前提条件、計算ツール g. 使用した変換係数の情報源	平和堂の CSR 活動 (P11-41) 〈会社概要〉 https://www.heiwado.jp/profile/gaiyo.html
302-4	a. エネルギー消費の削減および効率化の取り組みによる直接的な結果としてエネルギー消費量が削減できた場合、その削減量 (ジュールまたはその倍数単位 (キロ、メガなど) による) b. 削減したエネルギーの種類 (燃料、電力、暖房、冷房、蒸気、またはこの全部) c. エネルギー消費削減量の算出に使用した基準 (基準年、基準値など) と、その基準選定の論理的根拠 d. 使用した基準、方法、前提条件、計算ツール	平和堂の CSR 活動 (P11-41) 〈会社概要〉 https://www.heiwado.jp/profile/gaiyo.html

GRI ガイドライン対照表

項目	指標	該当項目
エネルギー		
302-5	a. 販売する製品およびサービスが必要とするエネルギーの報告期間内におけるエネルギー削減量（ジュールまたはその倍数単位（キロ、メガなど）による） b. エネルギー消費削減量の算出に使用した基準（基準年、基準値など）、および基準選定の論理的根拠 c. 使用した基準、方法、前提条件、計算ツール	平和堂の CSR 活動（P11-41） （会社概要） https://www.heiwado.jp/profile/gaiyo.html
水		
303-1	a. 水源からの総取水量。次の水源別内訳による i. 地表水（湿地、河川、湖、海などからの水を含む） ii. 地下水 iii. 組織が直接貯めた雨水 iv. 他の組織からの廃水 v. 地方自治体の水道や他の公営・民間水道施設 b. 使用した基準、方法、前提条件	環境マネジメント（P40） 環境会計（P41）
大気への排出		
305-1	a. 直接的（スコープ1）GHG 排出量の総計（CO ₂ 換算値（t-CO ₂ ）による） b. 計算に用いたガス（CO ₂ 、CH ₄ 、N ₂ O、HFC、PFC、SF ₆ 、NF ₃ 、または全部） c. 生物由来の CO ₂ 排出量（CO ₂ 換算値（t-CO ₂ ）による） d. 該当する場合、計算の基準年（以下の項目を含める） i. その基準年を選択した根拠 ii. 基準年における排出量 iii. 排出量に著しい変化があったため基準年の排出量を再計算することになった場合は、その経緯 e. 使用した排出係数の情報源、使用した地球温暖化係数（GWP）、GWP 情報源の出典 f. 排出量に関して選択した連結アプローチ（株式持分、財務管理、経営管理） g. 使用した基準、方法、前提条件、計算ツール	平和堂の CSR 活動（P11-41） （会社概要） https://www.heiwado.jp/profile/gaiyo.html
305-2	a. ロケーション基準の間接的（スコープ2）GHG 排出量の総計（CO ₂ 換算値（t-CO ₂ ）による） b. あてはまる場合には、マーケット基準の間接的（スコープ2）GHG 排出量の総計（CO ₂ 換算値（t-CO ₂ ）による） c. データがある場合には、総計計算に用いたガス（CO ₂ 、CH ₄ 、N ₂ O、HFC、PFC、SF ₆ 、NF ₃ 、または全部） d. 該当する場合、計算の基準年（以下の項目を含める） i. その基準年を選択した根拠 ii. 基準年における排出量 iii. 排出量に著しい変化があったため基準年の排出量を再計算することになった場合は、その経緯 e. 使用した排出係数の情報源、使用した地球温暖化係数（GWP）、GWP 情報源の出典 f. 排出量に関して選択した連結アプローチ（株式持分、財務管理、経営管理） g. 使用した基準、方法、前提条件、計算ツール	平和堂の CSR 活動（P11-41） （会社概要） https://www.heiwado.jp/profile/gaiyo.html
305-5	a. 排出削減活動を実施した結果、直接的な成果として達成した GHG 排出削減量（CO ₂ 換算値（t-CO ₂ ）による） b. 計算に用いたガス（CO ₂ 、CH ₄ 、N ₂ O、HFC、PFC、SF ₆ 、NF ₃ 、または全部） c. 基準年または基準値、およびそれを選択した根拠 d. GHG 排出量削減となったスコープ。直接的（スコープ1）、間接的（スコープ2）、その他の間接的（スコープ3）のいずれか e. 使用した基準、方法、前提条件、計算ツール	平和堂の CSR 活動（P11-41） （会社概要） https://www.heiwado.jp/profile/gaiyo.html
排水および廃棄物		
306-2	a. 有害廃棄物の総重量（次の処分方法を用いている場合には、この処分方法別に内訳を提示） i. リユース ii. リサイクル iii. 堆肥化 iv. 回収（エネルギー回収を含む） v. 焼却（大量燃焼） vi. 深井戸注入 vii. 埋め立て viii. 現場保管 ix. その他（詳細を記述） b. 非有害廃棄物の総重量（次の処分方法を用いている場合には、この処分方法別に内訳を提示） i. リユース ii. リサイクル iii. 堆肥化 iv. 回収（エネルギー回収を含む） v. 焼却（大量燃焼） vi. 深井戸注入 vii. 埋め立て viii. 現場保管 ix. その他（詳細を記述） c. 廃棄物処分方法の判定方法 i. 自ら処分している場合または直接確認した場合 ii. 廃棄物処分請負業者から提供された情報による場合 iii. 廃棄物処分請負業者からの報告がない場合	環境マネジメント（P40） 環境会計（P41） （環境方針） https://www.heiwado.jp/eco/eco_torikumi.html
306-3	a. 記録した重大な漏出の総件数と総漏出量 b. 組織の財務報告書で報告している漏出のそれぞれにつき、次の追加情報 i. 漏出場所 ii. 漏出量 iii. 次の分類による漏出物。油漏出物（土壌または水面）、燃料漏出物（土壌または水面）、廃棄物の漏出（土壌または水面）、化学物質の漏出（多くは土壌または水面）、その他（詳細を記述） c. 重大な漏出のインパクト	（該当なし）
306-4	a. 次の各事項の総重量 i. 輸送された有害廃棄物 ii. 輸入された有害廃棄物 iii. 輸出された有害廃棄物 iv. 処理された有害廃棄物 b. 国際輸送された有害廃棄物の割合 c. 使用した基準、方法、前提条件	（該当なし）
環境コンプライアンス		
307-1	a. 環境法規制の非遵守で被った高額な罰金や罰金以外の制裁措置（下記の観点による） i. 高額罰金の総額 ii. 罰金以外の制裁措置の総件数 iii. 紛争解決メカニズムに提起された事案 b. 法規制に対して組織の違反が皆無の場合は、その旨を簡潔に述べるだけでよい。	（該当なし）

社会

項目	指標	該当項目
雇用		
401-1	a. 報告期間内における従業員の新規雇用の総数と比率（年齢層、性別、地域による内訳） b. 報告期間内における従業員の離職の総数と比率（年齢層、性別、地域による内訳）	平和堂の CSR 活動（P11-41）
401-3	a. 育児休暇を取得する権利を有していた従業員の総数（男女別） b. 育児休暇を取得した従業員の総数（男女別） c. 報告期間中に育児休暇から復職した従業員の総数（男女別） d. 育児休暇から復職した後、12ヶ月経過時点で在籍している従業員の総数（男女別） e. 育児休暇後の従業員の復職率および定着率（男女別）	平和堂の CSR 活動（P11-41）

項目	指標	該当項目
労働安全衛生		
403-2	a. すべての従業員に対する業務上傷害の種類、業務上傷害率（IR）、業務上疾病率（ODR）、休業日数率（LDR）、欠勤率（AR）、および業務上の死亡者数（次の内訳による） i. 地域 ii. 性別 b. 業務または職場が組織の管理下にあるすべての労働者（従業員を除く）に対する業務上傷害の種類、業務上傷害率（IR）、および業務上の死亡者数（次の内訳による） i. 地域 ii. 性別 c. 災害統計の記録、報告に適用する規則体系	平和堂の CSR 活動（P11-41）
研修と教育		
404-2	a. 従業員のスキル向上のために実施したプログラムの種類、範囲や、提供した支援 b. 継続的な雇用適性を促すために提供した移行支援プログラムと、定年退職や雇用終了マネジメント	平和堂の CSR 活動（P11-41）
ダイバーシティと機会均等		
405-1	a. 組織のガバナンス組織に属する個人で、次の多様性区分に該当する者の比率 i. 性別 ii. 年齢層：30歳未満、30歳～50歳、50歳超 iii. 該当する場合には、その他の多様性指標（例えばマイノリティ、社会的弱者など） b. 次の多様性区分の従業員区分ごとの従業員の比率 i. 性別 ii. 年齢層：30歳未満、30歳～50歳、50歳超 iii. 該当する場合には、その他の多様性指標（例えばマイノリティ、社会的弱者など）	多様な人材の雇用（P26）
結社の自由と団体交渉		
407-1	a. 労働者の結社の自由や団体交渉の権利行使が、侵害されたり著しいリスクにさらされる可能性のある事業所およびサプライヤー。次の事項に関して i. 事業所（製造工場など）およびサプライヤーの種類 ii. リスクが生じると考えられる事業所およびサプライヤーが存在する国または地域 b. 結社の自由や団体交渉の権利行使を支援するため、組織が報告期間中に実施した対策	（該当なし）
児童労働		
408-1	a. 次の事例に関して著しいリスクがあると考えられる事業所およびサプライヤー i. 児童労働 ii. 年少労働者による危険有害労働への従事 b. 児童労働に関して著しいリスクがあると考えられる事業所およびサプライヤー（次の観点による） i. 事業所（製造工場など）およびサプライヤーの種類 ii. リスクが生じると考えられる事業所およびサプライヤーが存在する国または地域 c. 児童労働の効果的な根絶のために報告期間中に組織が実施した対策	（該当なし）
強制労働		
409-1	a. 強制労働に関して著しいリスクがあると考えられる事業所およびサプライヤー。次の事項に関して i. 事業所（製造工場など）およびサプライヤーの種類 ii. リスクが生じると考えられる事業所およびサプライヤーが存在する国または地域 b. あらゆる形態の強制労働を撲滅するために報告期間中に組織が実施した対策	（該当なし）
先住民族の権利		
411-1	a. 報告期間中に、先住民族の権利を侵害したと特定された事例の総件数 b. 事例の状況と実施した措置（次の事項を含める） i. 組織により確認された事例 ii. 実施中の救済計画 iii. 実施済みの救済計画と、定期的な内部マネジメント・レビュー・プロセスにより確認された結果 iv. 措置が不要となった事例	（該当なし）
人権アセスメント		
412-1	a. 人権レビューや影響評価の対象とした業務の総数とその比率（国別に）	（該当なし）
地域コミュニティ		
413-1	a. 事業のうち、地域コミュニティとのエンゲージメント、影響評価、コミュニティ開発プログラム（次のものを活用したものなど）を実施したものの比率： i. 一般参加型アプローチに基づく社会影響評価（ジェンダー影響評価を含む） ii. 環境影響評価および継続的なモニタリング iii. 環境および社会影響評価の結果の公開 iv. 地域コミュニティのニーズに基づく地域コミュニティ開発プログラム v. ステークホルダー・マッピングに基づくステークホルダー・エンゲージメント計画 vi. 広範なコミュニティ協議委員会や各種プロセス（社会的弱者が参画するもの） vii. 影響に対処するための労使協議会、職業安全衛生委員会、その他従業員代表機関 viii. 正式な地域コミュニティ苦情処理プロセス	平和のハト（P30-41） 平和堂財団の活動（P46-47）
413-2	a. 地域コミュニティに対して著しいマイナスの影響（現実のもの、潜在的なもの）を及ぼす事業（次の事項を含む） i. 事業所の場所 ii. 事業の及ぼす著しいマイナスの影響（現実のもの、潜在的なもの）	（該当なし）
サプライヤーの社会面のアセスメント		
414-2	a. 社会的インパクト評価の対象としたサプライヤーの数 b. 著しいマイナスの社会的インパクト（顕在的、潜在的）があると特定したサプライヤーの数 c. サプライチェーンで特定した著しいマイナスの社会的インパクト（顕在的、潜在的） d. 著しいマイナスの社会的インパクト（顕在的、潜在的）があると特定されたサプライヤーのうち、評価の結果、改善の実施に同意したサプライヤーの割合 e. 著しいマイナスの社会的インパクト（顕在的、潜在的）があると特定されたサプライヤーのうち、評価の結果、関係を解消したサプライヤーの割合およびその理由	（該当なし）
顧客の安全衛生		
416-2	a. 報告期間中に、製品やサービスについて発生した安全衛生インパクトに関する規制および自主的規範の違反事例の総件数。次の分類による i. 罰金または処罰の対象となった規制違反の事例 ii. 警告の対象となった規制違反の事例 iii. 自主的規範の違反事例 b. 規制および自主的規範への違反が無い場合は、その旨を簡潔に述べる	（該当なし）
マーケティングとラベリング		
417-3	a. マーケティング・コミュニケーション（広告、宣伝、スポンサー業務など）に関する規制および自主的規範の違反事例の総件数。次の分類による i. 罰金または処罰の対象となった規制違反の事例 ii. 警告の対象となった規制違反の事例 iii. 自主的規範の違反事例 b. 規制および自主的規範への違反が無い場合は、その旨を簡潔に述べる	（該当なし）
社会経済面のコンプライアンス		
419-1	a. 社会経済分野の法律や規定の違反により受けた相当額以上の罰金および罰金以外の制裁措置（次の事項に関して） i. 相当額以上の罰金の総額 ii. 罰金以外の制裁措置の総件数 iii. 紛争解決メカニズムに提起された事案 b. 組織による法規制への違反が皆無の場合は、その旨を簡潔に述べるだけでよい c. 相当額以上の罰金および罰金以外の制裁措置を受けた経緯	（該当なし）